

監事監査報告書

令和4年5月21日

学校法人 朝陽学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 朝陽学院

監事 曾和都 ⑩

監事 田中崇公 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人朝陽学院寄附行為第15条に基づき学校法人朝陽学院の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人朝陽学院の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上